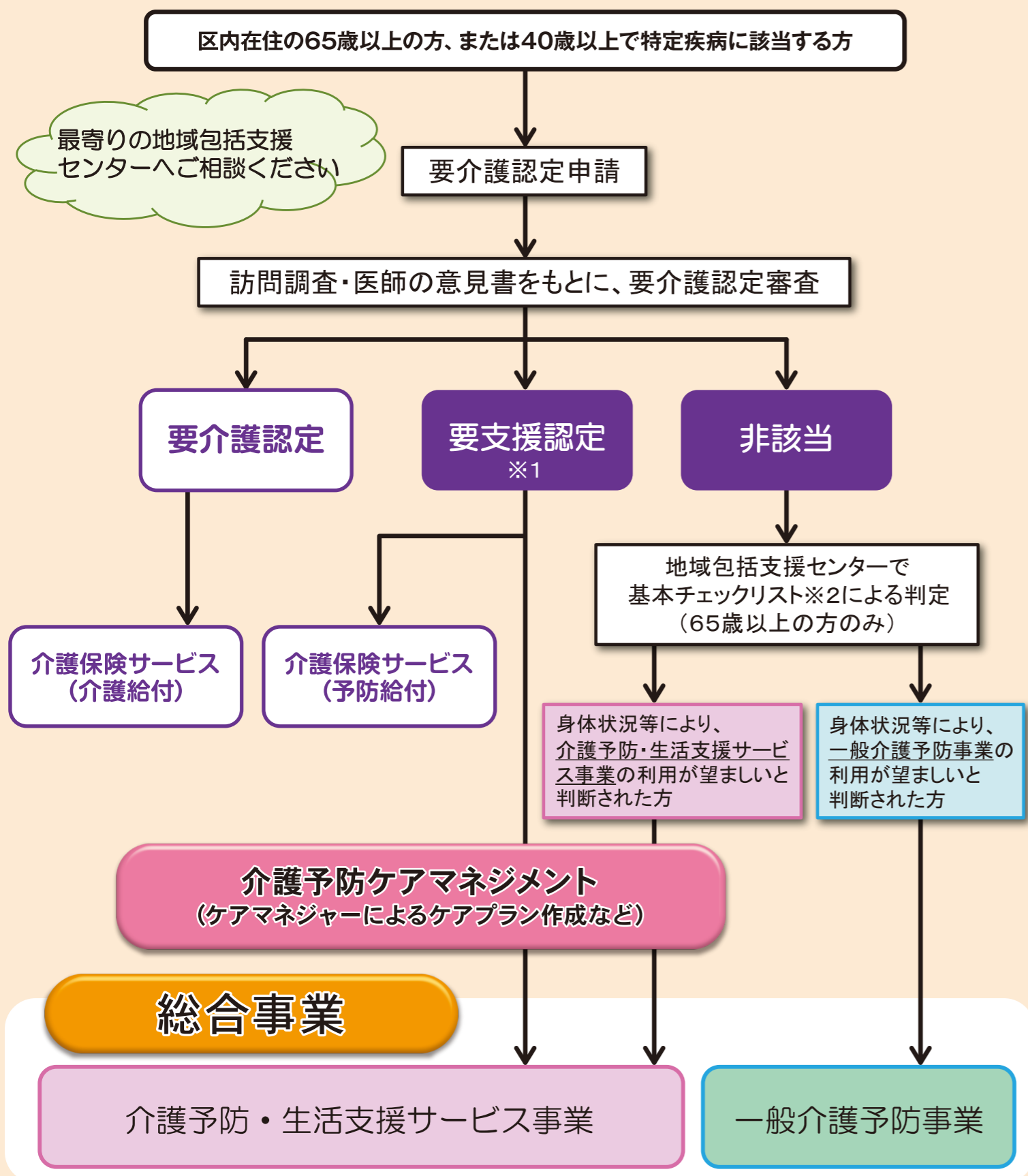


## サービス利用の流れ



※1 要支援認定を受けている方は訪問看護や福祉用具貸与などの予防給付と併用して総合事業のサービスを利用することもできます。  
 ※2 基本チェックリストとは7分類25項目の質問から構成される心身状況等を把握するための簡易なチェックリストです。

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)のご案内

「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」は、台東区が行う介護予防事業です。いつまでも元気で自立した生活を営むために、一人ひとりの状態にあわせた事業やサービスを利用できます。また、介護保険の要支援1・2の方向けのサービスの一部も利用できます。

## 総合事業とは？

総合事業の内容には「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

<h3>介護予防・生活支援サービス事業</h3> <p>日常生活の自立を目的とし、訪問型サービスや通所型サービスを行います。</p>	<h3>一般介護予防事業</h3> <p>日常的に介護予防に取り組めるように、介護予防の教室を開催したり、活動する場の情報提供などを行います。</p>
--	---

## サービスを利用できる方

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 要支援認定を受けている方</li> <li>② 65歳以上の方で、基本チェックリストの実施により事業対象者と判定された方</li> </ul> | <p>65歳以上の方、介護予防に関心のある方</p> |
|--|----------------------------|

2つの事業はそれぞれ対象者が異なります。また、サービス利用の流れも異なりますので、詳しくは裏面をご覧ください。